

大滝人事労務研究所便り

個人事業主と「労働組合法における労働者」

相次いで出された判決

先日、「労働組合法における労働者」に該当するか否かをめぐる注目すべき判決が相次いで出されましたので、以下にご紹介します。

業務委託契約・出演契約の性質

1 つは、「住宅設備のメンテナンス会社と業務委託契約を結ぶ個人事業主」に関するもの、もう 1 つは「劇場側と出演契約を結ぶ音楽家」に関するものでしたが、最高裁判所は、個人として働く人の権利を重視して、いずれについても「労働者に該当する」との判断を示しました。

いずれの訴訟でも、一審・二審では、「労働組合法における労働者」とは認められていませんでした。

「労働組合法における労働者」とは？

一般に、「労働組合法における労働者」とは、賃金・給料等の収入を得て生活する人のことを言います。

そして、「労働組合法における労働者」であると認められれば、憲法で保障する「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」の 3 つの権利が認められ、非常に大きな意味を持ちます。

例えば、「団体交渉権」が認められれば、労働組合が使用者と交渉することができ、使用者が正当な理由なく労働組合代表者との交渉を拒んでしまえば、いわゆる「不当労働行為」に該当することとされてしまいます。

今後、企業が注意すべき点は？

企業が経費削減等の理由から外注化を進めていることにより、個人事業主が増えている状況において、今回の判決が、上記のような個人事業主と音楽家が「労働組



合法における労働者」に該当すると認めたことには、大きな意味を持ちます。

もちろん、裁判となった事件にはそれぞれ異なる背景・経緯がありますが、今後、同様の働き方をしている人、会社と業務委託契約を結んで働いている技術者やドライバーなどが「労働組合法における労働者」と認められる可能性はあると言えます。

今後、企業においては、業務委託契約を結ぶ等する際には、上記の裁判例を参考に、慎重を期する必要があると言えるでしょう。

被災者の就労支援・雇用創出と 雇用調整助成金

プロジェクト第 1 段階

東日本大震災などの発生を受け、政府が設置した「被災者等 就労支援・雇用創出推進会議」は、被災者の就労支援、雇用創出を促進するため、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」第 1 段階（フェーズ 1）を発表しました。

まずは、復旧事業などによる被災者への就労機会の創出や被災地企業・資材の活用、希望する被災者が被災地以外の地域で就労可能とすることなどを実施する考えです。

主な施策内容

- (1) ハローワークを活用した被災者向けの求人確保ときめ細かな就職支援
- (2) 雇用調整助成金制度の拡充
- (3) 3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（被災地に居住する方を採用した場合 120万円を支給（従来は 100万円））をはじめとする助成金の拡充
- (4) 震災被害者への失業手当の特例支給
- (5) 地域障害者職業センターにおける障害者の雇用継続のための特別相談の実施等

雇用調整助成金の拡充

上記(2)の雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業などさせた場合に、休業手当相当額の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

震災被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、この雇用調整助成金が利用でき、さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の9県のうち、災害救助法適用地域にある事業所については、次の

- (A) ~ (C) の通り、支給要件が緩和されます。
- (A) 今回の地震に伴う「経済上の理由」により、最近1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となる。
- (B) 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少する見込みである事業所も対象となる。
- (C) 平成23年6月16日までの間に提出された「計画届」については、事前に届け出たものとして取り扱う。

その他の特例適用

なお、「9県の特例対象地域に所在する事業所など」と総事業量の3分の1以上の経済的関係（取引関

係）がある事業所の事業主」と「計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業主」については、上記の(A)(B)が適用されます。

~当事務所よりひとこと~

私は週に3度ほど日本人材派遣協会法律相談センターに出向いています。震災直後の相談内容で多かったのは、派遣先の工場が震災が原因でストップした場合とか取引先から部品が入らないため操業不能となった場合に派遣先に派遣料の請求ができるかとか、派遣スタッフを自宅待機させたときは休業手当を支払わなければならないかというものでした。残念ながら震災のような不可抗力で操業不能となった場合は、法律上は派遣料の請求はできないこととなっています。また、派遣労働者に対しては、労働基準法上は休業手当の支払い義務はありません。そのため危機的な状況に陥っている派遣スタッフも多いようにも思います。労働基準法上の義務はなくても、できるだけスタッフの雇用を確保し休業手当を支給するなどの派遣スタッフの生活をできるだけ保全していく努力は派遣元企業としてしなければならないものと私は思います。その分については雇用保険制度からの雇用調整助成金などで賄うなどの手だてもあります。何とか全員でこの危機を乗り越えていきたいものです。（大滝）

震災で被災されたか方たちが、立ち直って、歩き始めるにはまだ時間がかかりそうですが、朝日新聞に、被災地の方への励ましに思えると、亡くなられた詩人の島田陽子さん（大阪万博のテーマ曲「世界の国からこんにちは」を作詞した方）の詩が載っていました。

「滝は滝になりたくてなったのではない / 落ちなければならないことなど / 崖っぷちに来るまで知らなかったのだ / しかし、まさかさまに / 落ちて落ちて落ちて / たたきつけられた奈落に / 思いがけない平安が待っていた / 新しい旅も用意されていた / 岩を縫って川は再び走り始める」。私たちも含めて、一人一人が、新しく用意された旅へ、力強く走り出せる日が早くきて欲しいと心から願っています。（馬場）